

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第48号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(有料公園施設の使用許可等の手続)</p> <p>第6条 条例第5条の2第1項の規定により有料公園施設及び附属設備（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム、<u>サブグラウンド及びスケートパーク</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーを除く。）の使用の許可を受けようとする者は、別記第8号様式による有料公園施設使用許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム、<u>サブグラウンド及びスケートパーク</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーの使用に係る条例第5条の2第1項の許可については、その使用に係る使用料の収納をもつてなされたものとする。</p> <p>7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド、<u>野球場及びスケートパーク</u>（以下この号において「スタジアム等」という。）使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（条例第1条の6第2項の規定によりスタジアム等の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(定期券等)</p>	<p>(有料公園施設の使用許可等の手続)</p> <p>第6条 条例第5条の2第1項の規定により有料公園施設及び附属設備（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム及び<u>サブグラウンド</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーを除く。）の使用の許可を受けようとする者は、別記第8号様式による有料公園施設使用許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（南側）のシャワー並びに新潟スタジアム<u>及びサブグラウンド</u>の附属設備のうち1品につき1日又は1組につき1日の単位で使用料を定めるもの並びに新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの附属設備及び室内運動施設体育館のシャワーの使用に係る条例第5条の2第1項の許可については、その使用に係る使用料の収納をもつてなされたものとする。</p> <p>7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド<u>及び野球場</u>（以下この号において「スタジアム等」という。）使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（条例第1条の6第2項の規定によりスタジアム等の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(定期券等)</p>

第8条 条例別表第2第11号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 定期券及び条例別表第2第11号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(使用料の減免手続)

第9条 条例第10条第2項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第13号様式による使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて知事が認めるときは、口頭により申請することができる。

(1) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(2)・(3) (略)

(利用料金)

第11条の3 (略)

2 (略)

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1) 条例第2条第1項又は第3項の規定による許可（新潟スタジアム、野球場又はスケートパークに係る当該規定による許可を除く。）を受けた場合 国、県、市町村その他公共団体が主催し、又は共催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(2) 新潟スタジアム、野球場又はスケートパークに係る条例第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、野球場若しくはスケートパーク（専用使用の場合に限る。）、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業

第8条 条例別表第2第10号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 定期券及び条例別表第2第10号の表に規定する回数券は、再発行しない。

(使用料の減免手続)

第9条 条例第10条第2項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第13号様式による使用料減免申請書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて知事が認めるときは、口頭により申請することができる。

(1) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(2)・(3) (略)

(利用料金)

第11条の3 (略)

2 (略)

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1) 条例第2条第1項又は第3項の規定による許可（新潟スタジアム又は野球場に係る当該規定による許可を除く。）を受けた場合 国、県、市町村その他公共団体が主催し、又は共催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(2) 新潟スタジアム又は野球場に係る条例第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）、若しくは野球場、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定め

のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

- (4) 新潟スタジアム（専用使用の場合を除く。）、サブグラウンド（専用使用の場合を除く。）若しくはスケートパーク（専用使用の場合を除く。）、体育館（専用使用の場合を除く。）若しくはプール又は観賞展示温室に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

4 条例第15条の5第8項の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて指定管理者が認めるときは、口頭により申請することができる。

- (1) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(2)・(3) (略)

5 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名	使用料			
	単位又は区分	金額		
新潟県	(略)			
立鳥屋	野球場	(略)		
野潟公園	スケートパーク	生徒等	1品につき1日	200円
		その他		500円
	ヘルメット	生徒等		100円
		その他		200円
	プロテクター	生徒等		100円
		その他		200円

る事由に該当するとき。

- (4) 新潟スタジアム（専用使用の場合を除く。）若しくはサブグラウンド（専用使用の場合を除く。）、体育館（専用使用の場合を除く。）若しくはプール又は観賞展示温室に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

4 条例第15条の5第8項の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第18号様式による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合であつて指定管理者が認めるときは、口頭により申請することができる。

- (1) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(2)・(3) (略)

5 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名	使用料	
	単位又は区分	金額
新潟県	(略)	
立鳥屋	野球場	(略)
野潟公園		(略)

(略)

備考

1～7 (略)

8 生徒等とは、高等学校、中等教育学校又は中学校の生徒、義務教育学校の児童及び生徒、小学校の児童並びに学齢に達しない者をいうものとする。

9 (略)

第6号様式 (第3条関係)

公園内行為許可申請書

(略)

注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。

(1)～(5) (略)

(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側) 若しくは多目的運動広場 (南側) 又は新潟スタジアム、野球場若しくはスケートパーク内の広告物の表示にあつては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

第8号様式 (第6条関係)

有料公園施設使用許可申請書

(略)

注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側)、多目的運動広場 (南側)、新潟スタジアム、野球場又はスケートパークの使用の許可を申請する場合に記入すること。

2 (略)

第12号様式 (第8条関係)

定期券交付申請書

(略)

新潟県都市公園条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおりスケートパークの定期券鑑賞展示温室の交付を受けたいので、使用料 円を添えて申請します。

(略)

第13号様式の2 (第9条の2関係)

入場料収入報告書

(略)

新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 スケ

多目的運
多目的運
野
スケー

(略)

備考

1～7 (略)

8 (略)

第6号様式 (第3条関係)

公園内行為許可申請書

(略)

注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。

(1)～(5) (略)

(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側) 若しくは多目的運動広場 (南側) 又は新潟スタジアム若しくは野球場内の広告物の表示にあつては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

第8号様式 (第6条関係)

有料公園施設使用許可申請書

(略)

注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場 (北側)、多目的運動広場 (南側)、新潟スタジアム又は野球場の使用の許可を申請する場合に記入すること。

2 (略)

第12号様式 (第8条関係)

定期券交付申請書

(略)

新潟県都市公園条例施行規則第8条第3項の規定により、下記のとおり鑑賞展示温室の定期券の交付を受けたいので、使用料 円を添えて申請します。

(略)

第13号様式の2 (第9条の2関係)

入場料収入報告書

(略)

新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 野

多目的運
多目的運
野

<p>動広場（北側） 動広場（南側） タ ジ ア ムの使用に係る入場料の収入総額に 球 場 <u>ト パ ー ク</u> ついて報告します。 （略）</p>	<p>動広場（北側） 動広場（南側） タ ジ ア ムの使用に係る入場料の収入総額に 球 場 ついて報告します。 （略）</p>
<p>第17号様式の2（第11条の3関係） 入場料収入報告書 （略） 新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定に 多目的 多目的 より、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 野 <u>ス ケ</u> 運動広場（北側） 運動広場（南側） ス タ ジ ア ムの使用に係る入場料の収入総額 球 場 <u>ト パ ー ク</u> について報告します。 （略）</p>	<p>第17号様式の2（第11条の3関係） 入場料収入報告書 （略） 新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定に 多目的 多目的 より、下記のとおり新潟県立鳥屋野潟公園新 潟 野 運動広場（北側） 運動広場（南側） ス タ ジ ア ムの使用に係る入場料の収入総額 球 場 について報告します。 （略）</p>

附 則

この規則は、令和5年7月30日から施行する。ただし、第12号様式の改正（「第8条第3項」を「第8条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。